

【 検査 】

693 α -フェトプロテイン（AFP）（慢性肝炎）の算定について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

HBs抗原陽性又はHCV抗体陽性に該当する記載がなく、肝癌疑い病名のない慢性肝炎（非アルコール性脂肪性肝炎（NASH）及び慢性アルコール性肝障害を含む。）に対するD009「2」 α -フェトプロテイン（AFP）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

α -フェトプロテイン（AFP）については、厚生労働省通知[※]に「(略)ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても、次に掲げる場合においては、「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料とは別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。(略)」とあり、「イ 肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHCV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、「2」の α -フェトプロテイン（AFP）、「10」のPIVKA-II半定量又は定量を行った場合（月1回に限る。）」と示されている。

以上のことから、HBs抗原陽性又はHCV抗体陽性に該当する記載がなく、肝癌疑い病名のない慢性肝炎（非アルコール性脂肪性肝炎（NASH）及び慢性アルコール性肝障害を含む。）に対する、D009「2」 α -フェトプロテイン（AFP）の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について